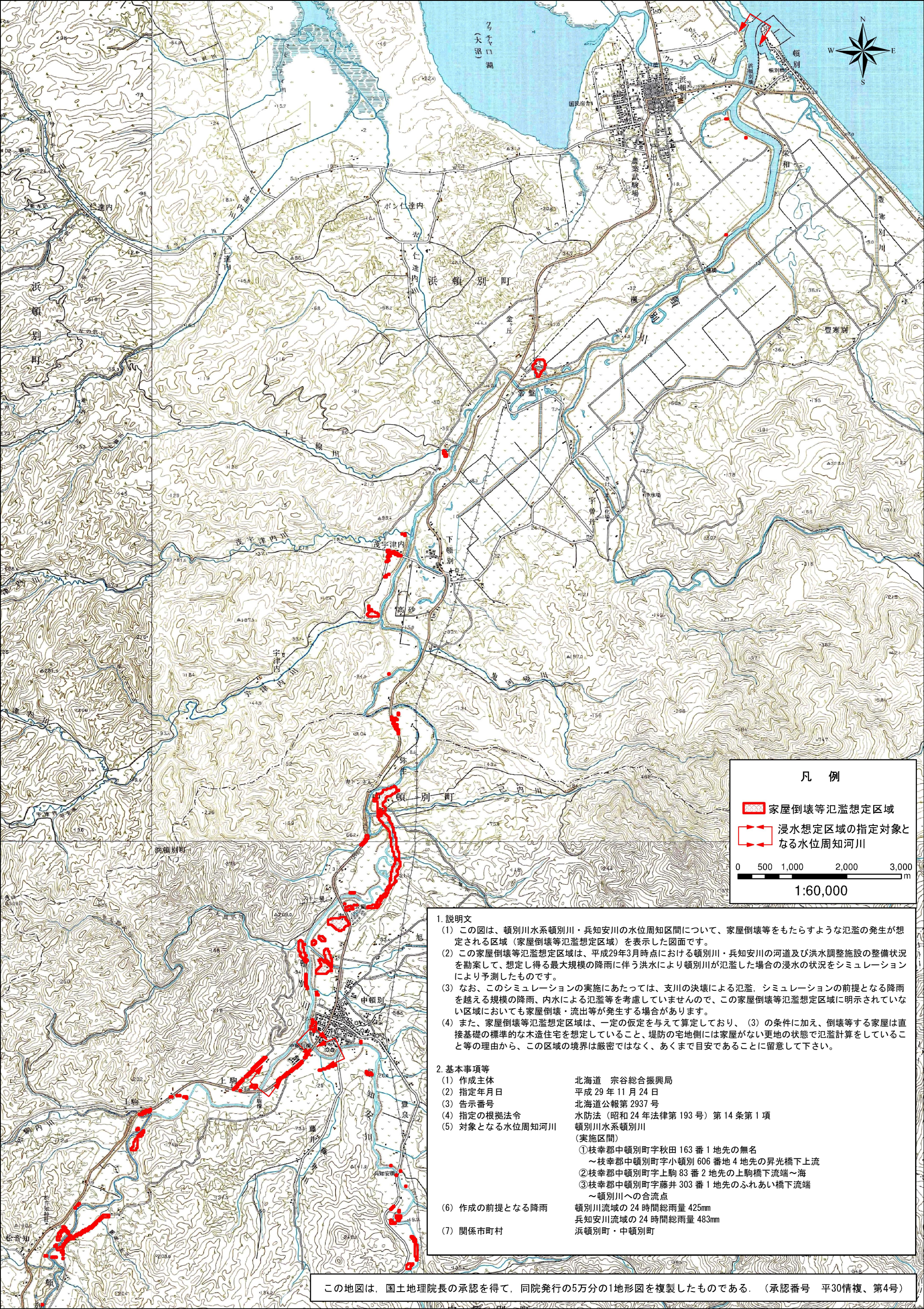
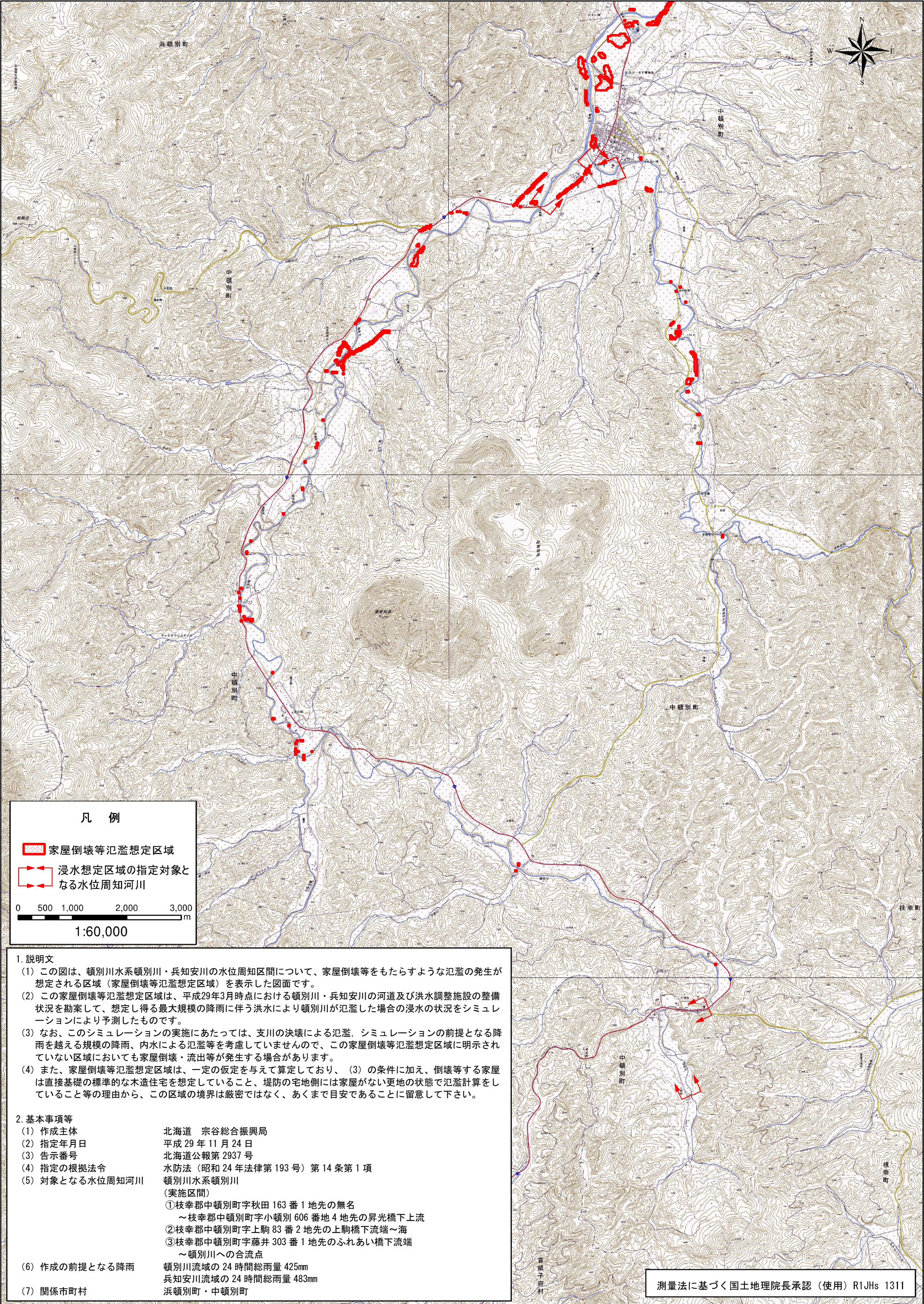


頓別川水系頓別川・兵知安川 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(1)



頓別川水系頓別川・兵知安川
 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(2)



1. 説明文

(1) この図は、頓別川水系頓別川・兵知安川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成29年3月時点における頓別川・兵知安川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により頓別川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造住宅を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
2. 基本事項等

(1) 作成主体

北海道 宗谷総合振興局

(2) 指定年月日

平成 29 年 11 月 24 日

(3) 告示番号

北海道公報第 2937 号

(4) 指定の根拠法令

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項

(5) 対象となる水位周知河川

頓別川水系頓別川

（実施区間）

①枝幸郡中頓別町字秋田 163 番 1 地先の無名

～枝幸郡中頓別町字小頓別 606 番地 4 地先の昇光橋下上流

②枝幸郡中頓別町字上駒 83 番 2 地先の上駒橋下流端～海

③枝幸郡中頓別町字藤井 303 番 1 地先のふれあい橋下流端

～頓別川への合流点

(6) 作成の前提となる降雨

頓別川流域の 24 時間総雨量 425mm

兵知安川流域の 24 時間総雨量 483mm

(7) 関係市町村

浜頓別町・中頓別町